

共通Q A

Q1 小規模多機能型居宅介護登録者も現行相当サービスを利用できますか。

A1 現行相当の基準に基づくため、利用できません。

Q2 複数の訪問型・通所型サービス事業所を利用することはできますか。

A2 現行相当の基準に基づくため、利用できません。

Q3 通所型サービスと訪問型サービスを併用して利用することはできますか。

A3 現行同様に可能です。

★ 現行相当の基準に基づくとは

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号・厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知。）に準じます。現在、併用が認められるものは同様に認め、認められないものは同様に認めていません。

Q4 月単位の日割事由は、介護予防給付と同じですか。

A4 総合事業では、「利用者との契約開始」・「利用者との契約解除」が新たに設けられています。

Q5 回数ごとの単価は、計画と実績のどちらによりますか。

A5 計画に位置付けられた単位区分です。

Q6 徳島市の被保険者（住所地特例者を除く）が他市町村の事業所で、総合事業を利用できますか。

A6 徳島市の被保険者（住所地特例者を除く）が、他市町村の事業所で総合事業を利用する際、事業所が指定を受けている場合は利用できます。
指定を受けていない事業所は徳島市の指定を受ける必要があります。

Q7 要介護1・2・3・4・5対象者は、令和3年度介護保険制度改正（総合事業の対象者の弾力化）により、令和3年4月1日から利用可能になりますか。

A7 現在、総合事業の対象者は要支援者と基本チェックリスト対象者等に限定されます。今後の総合事業の対象者の弾力化については、未定です。

Q8

令和3年4月1日から基本チェックリスト該当者は、全ての総合事業のサービスが利用できますが、回数は要支援Ⅰと同様の取り扱いですか。

A8

回数について、要支援Ⅰと同様の取り扱いです。